

郷土資料センター図書館情報システム関連機器等賃貸借  
及び保守に係る入札説明書

〒856-0831

大村市東本町481番地

長崎県立長崎図書館（総務課）

電話番号 0957-48-7701

FAX 0957-48-7704

# 入札説明書

## 1 「入札に関する条件」及び「注意事項」

### (1) 調達物品名及び数量等

〔名称〕郷土資料センター図書館情報システム関連機器等賃貸借及び保守

〔数量〕数量、規格、納入条件等は別紙仕様書のとおり

### (2) 物品等の借入期間及び納入場所

〔借入期間〕令和8年8月1日から令和12年7月31日

〔納入場所〕長崎県立長崎図書館郷土資料センター

### (3) 入札書の提出場所及び受領期限等

〔提出場所〕2(1)の部局等

〔受領期限〕令和8年3月12日 午後5時（必着）

〔提出方法〕郵送又は持参すること。郵送による場合は書留郵便により受領期限内必着のこと。悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等、入札参加者に瑕疵のない特別な理由による郵便遅延が発生した場合、必要に応じて郵便遅延の理由を調査し、開札を延期することもある。

### (4) 開札の場所及び日時等

〔開札場所〕ミライon図書館 2階ボランティア室（長崎県大村市東本町481番地）

〔開札日時〕令和8年3月13日 午前10時30分開始

開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に2(1)の部局に確認すること。

### (5) 質問書の提出について

入札参加希望者は、入札説明書等（仕様書等の入札に関し必要な図書を含む。）の解釈に疑義がある場合は、必ず質問し確認すること。また、受付期間以降の質問や意見は受け付けない。

〔受付期間〕この公告の日から令和8年2月27日 午後5時まで（県の休日を除く。）

〔提出方法〕別添質問書にて、2(1)の部局のメールアドレスへ送付のうえ、電話にて着信確認を行うこと。

〔回答方法〕個別事項は当該者に、全参加者に関する事項は全参加者に、2(1)の部局等からメールで回答する。

〔回答期限〕令和8年3月4日

### (6) 同等品承認申請書の提出について

同等品により入札参加を希望する者は、同等品承認申請書を提出し、審査を受け、合格した者でなければ入札に参加できない。審査が完了次第速やかに結果を連絡する。不合格

の場合、必要に応じて同等品承認申請書を修正し、再度、審査を受けることができる。ただし、提出期限後の修正、再提出はできないので、できるだけ期限に余裕をもって提出すること。なお、入札後、同等品承認申請書の記載誤り、記載漏れなどにより要求仕様書の機能を満たしていないことが明らかになった場合は、公告「16 入札の無効」の(9)に該当し、入札は無効となる。

① 同等品承認申請書の提出場所及び提出期限

〔提出場所〕 長崎県立長崎図書館総務課（ミライオン図書館内）

〔提出期日〕 令和8年2月27日 午後5時まで

② 同等品承認の結果の回答

令和8年3月4日までに回答する。

(7) 入札書の記載方法

- ① 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- ② 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税を除いた金額）を入札書に記載してすること。
- ③ 入札金額（首標数字）は訂正することができないこと。
- ④ 入札書の提出後は、書き換え、引換え又は撤回することができないこと。
- ⑤ 郵送又は持参により提出する入札書は、代理人による入札は認められること。
- ⑥ 再度の入札に限り、代理人が入札することができ、その場合は、本人の委任状を提出するとともに入札書には代理人の記名押印が必要であること。
- ⑦ 入札書に記載する金額は、契約期間における総額（48箇月分）を記載すること。

【注意事項】

- ・入札書は下記のとおり2重封筒で提出すること。
  - ① 内封筒には入札書のみを入れ、封筒に入札件名、開札日、会社名、代表者名を記入すること。
  - ② 外封筒には、入札書を入れた内封筒を入れ、封かんのうえ、封筒に、入札の公告に示す担当部局名、会社名、代表者名、連絡先を記入すること。
- ・入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正箇所に押印すること。
- ・誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること。
- ・内封筒のなかに複数の入札書が入っている又は入札書が入った内封筒が複数提出された場合、当該入札は無効となるので、注意すること。

(8) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金

- 入札保証金等は、入札書受領期日までに提出すること。

- 見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の 100 分の 5 以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積もった契約希望金額（入札総価格（消費税及び地方消費税を含む。））の 100 分の 5 以上）を締結し、その証書を提出したとき。

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上締結し、その内容を証明するもの（2 件以上）を提出する場合。

なお、「同規模」の契約については、見積もった契約希望金額（入札総価格（消費税及び地方消費税を含む。））を次の 3 段階に区分し判断すること。

- ①2,000 万円以上
- ②2,000 万円未満 500 万円以上
- ③500 万円未満

※物品の借り入れ契約の場合、借入の期間が 12 月以下のときは当該期間における予定月額の総額、12 月を超えるときは、予定月額に 48 を乗じて得た額による。

- 入札保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

#### 【注意事項】

- ・入札保証金の免除手続については、「入札保証金免除申請書」に必要書類を添えて、2 の(1)の部局へ提出すること。
- ・入札保証保険証書及び契約書の写し等（2 件以上）の提出は、令和 8 年 3 月 6 日、午後 12 時 00 分までとする。
- ・入札保証保険期間の終期は、契約締結が見込まれる日までとすること。
- ・契約実績を提出して入札保証金を免除された場合、その金額に応じた区分を超える区分の金額を入札金額とはすることはできない。

#### ② 契約保証金

- 契約保証金等は、契約書と同時に提出すること。
- 契約金額（入札総価格（消費税及び地方消費税を含む。）の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額（入札総価格（消費税及び地方消費税を含む。））の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出したとき。

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が 2 件以上あり、その履行を証明するもの（2 件以上）を提

出する場合。

なお、「同規模」の契約については、契約金額（入札総価格（消費税及び地方消費税を含む。））を次の3段階に区分し判断すること。

- ①2,000万円以上
- ②2,000万円未満 500万円以上
- ③500万円未満

※物品の借り入れ契約の場合、借入の期間が12月以下のときは当該期間における予定月額の総額、12月を超えるときは、予定月額に48を乗じて得た額による。

○ 契約保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

**【注意事項】**

- ・契約保証金の免除手続については、「契約保証金免除申請書」に必要書類を添えて、2の(1)の部局へ提出すること。

(9) 再度の入札における入札者が代理人である場合の委任状の提出

再度の入札における入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

(10) 入札の無効

公告「16 入札の無効」のとおり。

(11) 落札者の決定方法等

- ① 予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とするものとする。
- ② 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- ③ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- ④ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

**【注意事項】**

- ・開札日において、第1回目の開札で落札者が決定しない場合、入札者の立ち会いのものとし、再度、再々度の入札を行う予定である。この場合、開札に立ち会わない者は「入札辞退」として取り扱う。また、開札に立ち会う者のうち、再度、再々度の入札を辞退する者は、入札書中、首標金額の欄に「辞退」と記載のうえ、入札書を提出すること。
- ・再々度の入札においても、落札者が決定しない場合、地方自治法施行令（昭和22年

政令第 16 号) 第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により、見積の協議を行う場合がある。

- ・開札に立ち会う入札者がないときは、再度、再々度の入札は行わない。
- ・開札に代理人を立ち会わせるときは、委任状の提出が必要であること。

※代理人が開札に立ち会う場合、又は代理人が再度の入札をする場合、若しくはその両方の場合においては、適正な委任状の提出がなければ、代理人は開札に立ち会うこと及び再度の入札に参加することができない。)

(12) 落札者決定の通知

① 全ての入札者が開札に立ち会った場合

落札者決定後直ちに開札の場所で入札者に口頭で行う。

② 開札に立ち会わなかつた入札者がある場合

落札者決定後直ちに開札の場所で開札に立ち会つた入札者に口頭で行い、開札に立ち会わなかつた入札者に対しては、長崎県のホームページにおいて掲載する入札結果一覧表をもつて、落札者決定の通知を行つたものとみなす。

なお、落札者が開札に立ち会わなかつた場合、落札者に対しては次に掲げる手順により落札者決定の通知を併せて行う。

ア 落札者決定通知書を落札者に FAX 送信する。

イ 落札者に電話を掛け、アの受信確認を行い、FAX 及び電話により、落札者決定の通知を行う。

(13) 入札書及び契約書の作成等

① 入札書及び契約書の作成、提出及び郵送に要する一切の費用は、入札者の負担とする。

② 落札通知を受けた日から 5 日以内(県の休日を除く)に契約締結ができるよう手続きを行い、契約書を提出すること。

③ この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、付属書四に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受ける。

④ この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。

⑤ その他入札及び契約に関する事項については、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)及び長崎県財務規則の定めるところによる。

(14) 競争入札の参加資格

公告「2 入札参加資格」のとおり。

## 2 その他

(1) 当該契約事務に関する担当機関

(住所) 〒856-0831 大村市東本町481番地

(名称) 長崎県立長崎図書館総務課(ミライオン図書館内)

(電話) 0957-48-7701  
(FAX) 0957-48-7704  
(メールアドレス) [s40270@pref.nagasaki.lg.jp](mailto:s40270@pref.nagasaki.lg.jp)

(2) 入札参加資格審査を得るための申請方法等

- ① 申請の時期は、この入札に関する告示の日から令和8年2月27日（金曜日）午後5時00分までとする。
- ② 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先  
(1) の部局に同じ